（削る。）

（削る。）

（削る。）

（中央北極海公海における魚類の採捕の禁止）

第八十九条　（略）

（あざらし及びおつとせいの猟獲の禁止）

第九十条　（略）

（削る。）

（ひげ鯨等の捕獲等の禁止）

第九十一条　基地式捕鯨業者及び母船式捕鯨業者以外の者は、ひげ鯨及びまっこう鯨（この条及び次条において「ひげ鯨等」という。）を捕獲してはならない。ただし、基地式捕鯨業及び母船式捕鯨業以外の漁業であつて農林水産大臣が別に定めて告示するものの操業中に混獲した場合並びに座礁し、又は漂着したひげ鯨等であつて農林水産大臣が別に定めて告示するものを捕獲した場合は、この限りでない。

2　前項ただし書の規定によりひげ鯨等を捕獲（混獲を含む。以下この項及び次条において同じ。）した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を農林水産大臣に報告しなければならない。

一～五　（略）

3　（略）

（外国周辺の海域における船舶の立入禁止）

第七十五条　外国周辺の海域のうち別表第五の上欄に掲げる区域においては、漁業を営む者は、それぞれ同表の下欄に掲げる者を除き、漁業を営むために船舶により当該区域内に立ち入つてはならない。

（外国の法令の遵守）

第七十五条の二　別表第五の下欄に掲げる者（指定漁業者を除く。）は、それぞれ同表の上欄に掲げる区域において操業する場合には、第五条の二第二項に規定する漁業に関する法令に相当する当該区域を管轄する外国の法令を遵守しなければならない。

（外国周辺の海域における立入禁止違反等に係る船舶に対する停泊命令）

第七十六条　農林水産大臣は、合理的に判断して漁業者（指定漁業者を除く。）が前二条の規定に違反して漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることがある。

2　農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3　第十九条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

（外国周辺の海域における操業等の禁止命令）

第七十七条　農林水産大臣は、合理的に判断して漁業者が第七十五条の規定に違反して漁業を営んだ事実があると認めるときは、漁業取締りのため必要な限度において、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、当該違反に係る同条の区域の周辺の海域につき漁業を営み、又は漁業に従事することを禁止する区域及び期間を指定して、漁業を営み、又は漁業に従事することを禁止することがある。

2　農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3　第十九条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

（中央北極海公海における魚類の採捕の禁止）

第七十八条　（略）

（あざらし及びおつとせいの猟獲の禁止）

第七十九条　（略）

（南極海域における鯨の捕獲の禁止）

第八十条　南緯六十度の線以南の海域においては、ひげ鯨、まつこう鯨、とつくり鯨及びみなみとつくり鯨（次条及び第九十条において「ひげ鯨等」と総称する。）以外の鯨であつて農林水産大臣が別に定めて告示するものを捕獲してはならない。ただし、農林水産大臣が南極の海洋生物資源の保存に関する条約の実施上支障がないと認めて許可をした場合は、この限りでない。

（ひげ鯨等の捕獲等の禁止）

第八十一条　大型捕鯨業者、小型捕鯨業者及び母船式捕鯨業者以外の者は、ひげ鯨等を捕獲してはならない。ただし、大型捕鯨業、小型捕鯨業及び母船式捕鯨業以外の漁業であつて農林水産大臣が別に定めて告示するものの操業中に混獲した場合並びに座礁し、又は漂着したひげ鯨等であつて農林水産大臣が別に定めて告示するものを捕獲した場合は、この限りでない。

2　前項ただし書の規定によりひげ鯨等を捕獲（混獲を含む。以下この項及び第九十条において同じ。）した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を農林水産大臣に報告しなければならない。

一～五　（略）

3　（略）